

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名 : 南大隅町長、南大隅町議会議長、南大隅町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	103.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.5 %
全職員	85.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	103.9 %
本庁課長補佐相当職	104.0 %
本庁係長相当職	103.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4 %
31～35年以上	101.9 %
26～30年	97.9 %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	98.1 %
6～10年	100.6 %
1～5年	85.3 %

【説明欄】

- ・医師については、他の職と比べて給与水準が大きく異なることから、集計対象外としている。
- ・「任期の定めのない常勤職員」区分においては、主事級職員のうち 66.7%を男性職員が占めていることから、男性の年間平均給与額が下がり、女性の給与の割合が高くなっている。
- ・「全職員」区分においては、女性職員のうち 63.4%を会計年度任用職員が占めていることから、割合が下がっている。
- ・「本庁部局長・次長相当職」区分には該当の職員がいないため、公表なし。
- ・「勤続年数 21～25 年」区分においては、女性職員が 1 名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。
- ・「勤続年数 16～20 年」区分においては、該当の女性職員がいないため、公表の対象外とする。
- ・男女の給与の差異の要因として、扶養手当や住居手当については、男性が世帯主となっている場合が多く、受給者に占める男性職員の割合は扶養手当が 79.4%、住居手当が 81.8%となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。